

桶川市環境にやさしい庁内率先実行計画推進会議設置要綱

(平成15年2月14日 市長決裁)

(設置)

第1条 桶川市環境基本計画及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、環境にやさしいオフィスづくりと温室効果ガスの排出抑制を推進するため、桶川市環境にやさしい庁内率先実行計画推進会議（以下「エコオフィス推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 エコオフィス推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 桶川市環境にやさしい庁内率先実行計画（以下「計画」という。）の推進及び進行管理に関すること。
- (2) 環境にやさしいオフィスづくりと温室効果ガスの排出抑制の実施及び推進に関すること。

(組織)

第3条 エコオフィス推進会議は、桶川市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和54年桶川市規則第6号）第4条に掲げる者（ただし、市長及び教育長を除く。）をもって組織する。

- 2 議長は、副市長をもって充てる。
- 3 副議長は、市民生活部長をもって充てる。

(議長及び副議長の職務並びに会議)

第4条 議長は、エコオフィス推進会議を代表し、エコオフィス推進会議の事務を掌理する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 エコオフィス推進会議は、議長が招集する。

(エコオフィス指導員会議)

第5条 エコオフィス推進会議にエコオフィス指導員会議を置く。

- 2 エコオフィス指導員会議は、次条に規定するエコオフィス指導員をもって組織し、座長は市民生活部副部長を、副座長は総務部副部長をもって充てる。
- 3 エコオフィス指導員会議は、エコオフィス推進会議の方針を具体化し、エコオフィス指導員から報告を受け半期毎に総括し、エコオフィス推進会議へ報告するものとする。

(エコオフィス指導員)

第6条 各部局等にエコオフィス指導員を置く。

- 2 エコオフィス指導員は、各部の副部長及び議会事務局次長をもって充てる。ただし、1の部に副部長の職にある者が2名以上あるときは、そのうちの当該部の長が指定した者をもって充てるものとする。

3 エコオフィス指導員は、第8条に規定するエコオフィス推進員を指導及び助言し、計画を推進する。

4 エコオフィス指導員は、次条に規定するエコオフィス推進委員会から受けた報告を、エコオフィス指導員会議へ半期毎に報告するものとする。

(エコオフィス推進委員会)

第7条 エコオフィス指導員会議に、各部局ごとにエコオフィス推進委員会を置く。

2 エコオフィス推進委員会は、次条に規定するエコオフィス推進員をもって組織し、委員長は、各部局のエコオフィス指導員を充てる。

3 エコオフィス推進委員会は、各部局における計画の実施状況を四半期毎にまとめ、エコオフィス指導員へ半期毎に報告するものとする。

(エコオフィス推進員)

第8条 各課等にエコオフィス推進員を置く。

2 エコオフィス推進員は、課長又は施設長等をもって充てる。

3 エコオフィス推進員は、課又は施設等の職員を指導及び助言し、計画を推進する。

4 エコオフィス推進員は、四半期毎に計画の実施状況を、各部局のエコオフィス推進委員会へ、報告するものとする。

(関係者の出席)

第9条 エコオフィス推進会議、エコオフィス指導員会議及びエコオフィス推進委員会は、その所掌事務に関し必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(関係課の協力)

第10条 エコオフィス指導員会議及びエコオフィス推進委員会は、その所掌事務に関し必要と認めるときは、関係課に協力を求めることができる。

(庶務)

第11条 エコオフィス推進会議の庶務は、環境政策主管課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、エコオフィス推進会議の運営に関し必要な事項は、議長がエコオフィス推進会議で諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。